

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

2025年（令和7年）1月15日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

2 請求人

（省略）

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば、次のとおりである。

(1) 福山市長に対し、次の措置を求めるものである。

ア 福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務（以下「人権啓発等業務」という。）の委託を、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のみに限定して随意契約で契約することは、違法かつ不当であるため、今後、人権啓発等業務の委託契約については、契約相手がNPO法人か否かに関係なく、幅広く門戸を広げ、必ず一般競争入札とすること。

イ 福山市長と特定非営利活動法人A（以下「本件受託法人」という。）が2024年（令和6年）4月1日付けで随意契約により締結した福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）は、本件受託法人を選定したBが本件受託法人の副理事長ないし社員をしており、本件委託契約は利益相反しているため公序良俗に反しており、当初から無効である。よって、本件受託法人に支払った金6,486,000円を不当利得として、本件受託法人に返還請求すること。

(2) 理由は、次のとおりである。

ア 福山市は、2024年度（令和6年度）福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託（以下「本件業務委託」という。）の「起案用紙」において、参加資格をNPO法人で、かつ、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」を広島県が認証していることを条件にしている。

しかしながら、この考えは、福山市が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を誤解又は曲解しているものであり、失当である。特定非営利活動促進法は、ただ単にいわゆるボランティア団体に法人格を与えるだけの法律であり、NPO法人の「活動内容」に広島県といった所轄庁が「お墨付き」を与えたものではない。特定非営利活動促進法の認証とは、ただ単に書類が整っていることを所轄庁が確認しただけのものであり、当該NPO法人に、特定の能力があることを認めたもので

もない。

よって、NPO法人という理由のみで、他の法人と違ってNPO法人は、あたかも特定の能力があると曲解している「価格だけの一般競争入札には適さないため。」という理由は、他の民間団体に対する合理的根拠のない単なる差別と偏見であり、福山市の主張自体失当である。

イ 福山市は、本件受託法人に対して、本件業務委託のための一次評価と、福山市人権交流センター運営協議会（以下「本件協議会」という。）による二次評価を行っている。

しかしながら、二次評価を行った本件協議会のBは、本件受託法人の副理事長ないし社員でもある。このように選定する人間と選定される人間が同一人物の随意契約は、利益相反している利害関係者がかかわっている茶番であり、公序良俗に反するもので、違法かつ不当である。

ウ 以上のとおり、当該随意契約は、利害関係者が関与した利益相反行為であり、違法かつ不当である。

よって、当該随意契約を無効とするとともに、本件業務委託は特定の限られたNPO法人に限定せずに、幅広く門戸を広げ、一般競争入札で行うべきである。

なお、人権啓発等業務の適正な運営は、福山市があらかじめマニュアルを作成していれば何ら不都合はない。受注者はそのマニュアルに沿って業務をこなせばよいだけである。

(注) 監査請求書に添付された事実を証する書類によれば、本件委託契約では、プロポーザル方式により受注者を選定しており、本件協議会が評価を行っている。請求の要旨は、このことを前提にしている。

第2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の対象

1 監査対象事項

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

自治法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると

認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象となる財務会計上の行為について

請求人は、本件業務委託について、受注者をNPO法人に限定してプロポーザルを実施したこと、及び受注者の選定に当たり、プロポーザルにおいて評価を行った本件協議会の委員のうちに本件受託法人の副理事長かつ社員である者が含まれていることが、違法かつ不当であると主張しているため、本件請求における監査対象となる財務会計上の行為は、本件委託契約の締結とする。

(2) 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

ア 本件委託契約は、プロポーザル方式による随意契約の方法により締結されたものであるが、当該プロポーザルの実施に当たり、参加資格をNPO法人に限定したことが違法又は不当であり、違法又は不当なプロポーザルにより選定された受注候補者を相手方とする本件委託契約の締結は、違法又は不当といえるかどうか。

イ 当該プロポーザルの実施において、参加申込者の評価を行った本件協議会の委員に、本件受託法人の副理事長かつ社員である者が含まれていることが、利益相反に当たり、本件委託契約の締結は違法又は不当であり、本件委託契約が無効であるといえるかどうか。

2 監査対象部局

市民局まちづくり推進部

第4 請求人の証拠及び陳述書の提出

1 自治法第242条第7項の規定により、請求人から、2025年（令和7年）1月22日付けで陳述書が提出された。なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 陳述書の要旨は、次のとおりである。

(1) 福山市が本件受託法人と随意契約した理由として、「本件受託法人以外に契約相手がなかった」と主張する可能性がある。

しかしながら、これは問題のすり替えであり、この主張自体失当である。

福山市は、随意契約相手として、「市内に事務所を有する『人権の擁護又は平和の推進』を活動分野に据えている広島県の認証法人」であるNPO法人に限定している。

しかしながら、特定非営利活動促進法では、そのNPO法人が「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えていることについては、随意契約上、何ら法的保障ない

し合理的根拠は一切与えていないし、また、存在しない。

このように、福山市は随意契約相手の条件を独自の見解で極端に狭めて、事実上、本件受託法人としか随意契約できないようにしている。これは明らかに「やらせ」であり「出来レース」である。

- (2) 本件受託法人の社員名簿を見ると、部落解放同盟福山市協議会のメンバーもいくらか見受けられる。本件受託法人は、実質的には、同協議会の外郭団体である。

同協議会には毎年 200 万円の補助金が福山市から交付され、現在、福山市長を相手に同協議会に対して補助金返還措置を求める住民訴訟が行われている。これに本件受託法人への委託料を合わせると、毎年約 850 万円もの公金が同協議会関係者に渡っていることになる。

よって、速やかに請求の要旨の措置が採られるべきである。

- 3 口頭による意見陳述については、請求人から必要はない旨の意思表示があり、実施しなかった。

第 5 関係機関の陳述等

- 1 市民局まちづくり推進部に対して意見の陳述及び関係資料の提出を求めたところ、当該関係機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また、陳述内容を補足するため、当該関係機関の職員から聴取を実施した。

- 2 陳述等の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件業務委託に係るプロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）の参加資格をNPO法人に限定していることが違法かつ不当であるとの請求人の主張に対する考え方について

ア 本市においては、「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向け、ボランティアやNPO法人など市民団体が主体的に活動できるよう情報や交流・活動の場の提供に努め、市民団体と行政による協働のまちづくりを推進している。

また、人権啓発は、行政だけでなく、市民や市民団体、企業など様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携して行っているところである。

イ このような中、受注者の選定については、幅広い知識と豊富な経験等を持ち、当該事業を的確に実施する能力を有する団体を選定するためにプロポーザル方式を採択しているものである。

そして、その選定に当たっては、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」することを目的として制定された特定非営利活動促進法が定める「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えているNPO法人であって、市内に事務所を有するものを参加資格としており、同資格要件を満たすものと思料されるNPO法人は、広島県が作成し、公表している広島県NPO法人一覧から、本市には約 30 法人が存在していることが確認できる。

市内に事務所を有するNPO法人は、本市の啓発等や人権を取り巻く状況について理解している団体が多いと考えており、より適切で、効果的な啓発活動を通じて、地域住民の声を直接反映できる、また、地域内でのネットワークが強化されていることも期待できると考えられるため、参加資格を市内に限定しているものである。

ウ 請求人は、監査請求書の請求理由において、特定非営利活動促進法の認証とは、ただ単に書類が整っていることを所轄庁が確認しただけのものであり、当該NPO法人に、特定の能力があることを認めたものでもない、と主張している。

しかし、NPO法人は、設立の際、特定非営利活動促進法及び都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、定款や役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名、設立趣旨書、設立についての意思の決定を証する議事録の謄本などの書類を添付した申請書を所轄庁に提出して設立の認証を受けると共に、財務状況や活動内容を公開することが法律上義務づけられている。そして、所轄庁は、法令違反など一定の場合において法人に対して報告や検査を通じて改善措置を求め、認証の取消しを行うなど、その活動に対する監督権限を有している。

このように、NPO法人は、特定非営利活動促進法の定めるところによって、所轄庁の認証を経て設立され、所管庁からの監督のもとに置かれているものであって、請求人が主張するような所轄庁の形式的関与に留まるものではない。

エ また、請求人は、監査請求書の請求理由において、NPO法人という理由のみで、他の法人と違ってNPO法人は、あたかも特定の能力があると曲解している「価格だけの一般競争入札には適さない」という理由は、他の民間団体に対する合理的根拠のない単なる差別と偏見である旨、主張している。

しかし、人権啓発等業務は、福山市人権交流センター（以下「人権交流センター」という。）の行う事業の一部を委託するものであって、本市が委託者としての責任を負う業務であることから、受注者を選定するに当たって、特定非営利活動促進法の定めるところによって設立され、同法に基づく所轄庁の監督を受けているNPO法人に限っていることには、合理性がある。

(2) 人権啓発等業務は、本市があらかじめマニュアルを作成すれば、受注者はそのマニュアルにそって業務をこなすだけでよく、何ら不都合はないとの請求人の主張に対する考え方について

本市が掲げる「人権文化が根付いた地域社会」の実現のためには、幅広く市民への効果的啓発や学習機会の提供が必要であり、そのためには人権に対する豊富な知識や活動経験を有するとともに様々な人権課題の解決に向けて本市の人権施策の方向性も踏まえ創意工夫していくことが必要になると考えている。本件業務委託の実施に当たっては、請求人が主張するような、定型的な作業の手順や流れを示したマニュアルを作成すれば足りるものとは認められない。

(3) 本件協議会の委員が本件受託法人の副理事長ないし社員であり、選定する人間と選定される人間が同一人物の随意契約は、利益相反しているとの請求人の主張に対する考え方について

ア この点に関しては、まず、本件業務委託は、人権交流センターとしての業務の一部を委託するものであること、また、本市が本市・民主団体・市民との協働で人権文化が根づいた社会の実現に取り組んできていることから、本件プロポーザルを本市のみで決定するのではなく、外部の意見も取り入れるため人権交流センターの附属機関である本件協議会で評価を行うこととしているものである。

イ そして、本件プロポーザルの実施手続においては、本件協議会での評価に当たって、該当する委員は評価に関与していない。

ウ よって、本市が受注者を選定するに当たり、参考としている本件協議会の評価は、中立性が担保されていると考えている。

第6 監査の結果

(本文)

本件請求については、監査委員合議の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

(理由)

請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

1 人権啓発等業務の概要について

(1) 人権交流センターは、基本的人権尊重の精神に基づき、さまざまな人権課題の解決に係る市民の交流を促進するとともに、人権擁護及び人権啓発を促進し、人権文化が根づいた社会を実現するため、本市が設置したもので、次に掲げる事業を行っている（福山市人権交流センター条例（平成15年条例第18号）第1条及び第3条）。

ア さまざまな人権課題の解決に係る団体の育成及び支援並びに市民の交流の促進に関すること。

イ 人権擁護及び人権その他の相談に関すること。

ウ 人権啓発の推進に関すること。

エ 人権に係る情報の収集及び発信に関すること。

オ その他市長が必要と認める事業

(2) 人権啓発等業務は、福山市人権交流センター条例に定める目的を達成するため、同条例に定める事業の一部を委託により実施するもので、2024年度（令和6年度）においては、本件業務委託に係る「福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務を行うものである。その概要は、次のとおりである。

ア 人権啓発業務

(ア) 人権に関する全市的な啓発イベントの開催

(イ) 人権交流センター内の常設展示コーナーへの企画・常設展示

イ 人権情報収集・発信業務

- (ア) 人権情報収集
- (イ) インターネット掲示板の監視
- (ウ) 保有図書・資料の整理及び利用促進
- (エ) 人権交流センターニュースの作成、配布

ウ 団体交流室の運営業務

- (ア) 設置要項に基づく運営
- (イ) 人権交流センター団体交流室利用者協議会に関する事務

エ その他業務

- (ア) 業務委託に伴う業務日誌及び各種報告書等文書ファイルの作成、提出及び管理・保管
- (イ) 人権交流センター所管課、人権交流センター主事及び関係機関等との日常的な連携
- (ウ) 統計データの整理（月末整理）
- (エ) 市へのフィードバック等

(3) 委託業務の従事日及び時間並びに従事者数

- ア 従事日及び時間 平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。ただし、休館日を除く。
- イ 従事者数 2 人以上。アの従事日及び時間において常時 1 人以上配置

2 本件協議会について

本件協議会は、人権交流センターの管理運営及び事業について、市長の諮問に応ずるため、人権交流センターに設置されたもので、人権交流センターの管理運営及び事業に関し、市長に意見を述べることもできる（福山市人権交流センター条例第 14 条第 1 項及び第 2 項）。

本件協議会は、市長が任命する 10 人以内の委員で組織されている（同条第 3 項）。

3 本件委託契約に係る事務手続について

(1) 本件プロポーザルの実施

ア 本件プロポーザルの実施決定

「福山市人権交流センター人権啓発・交流事業業務委託に関するプロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）、仕様書、各様式等を定め、2024 年（令和 6 年）2 月 16 日まちづくり推進部多様性・スポーツ推進担当部長により決裁されている。

(ア) プロポーザル方式とした理由

起案文書によれば、本市においては、「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向け、ボランティアや NPO 法人など市民団体が主体的に活動できるよう情報の提供や交流・活動の場の提供に努め、市民団体と行政による協働のまちづくりを推進しており、その一環として、人権啓発等業務を NPO 法人に委託することとしており、受注者の選定については、高度な知識と技術、豊富な経験等を持ち、

当該事業を的確に実施する能力を有する団体を選定するため、としている。

(イ) 本件プロポーザルの参加資格

実施要領によれば、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること等のほか、市内に事務所を有する「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えている広島県が認証した N P O 法人であること、としている。

(ウ) 評価及び受注候補者の選定

起案文書によれば、評価については、本件業務委託の目的である事業は、行政、民主団体、市民との協働で行ってきたものであり、行政だけで判断するべきでなく、外部の意見を取り入れる必要があるため、人権交流センターの附属機関である本件協議会で行うこととし、受注候補者の選定については、本市が本件協議会の評価結果を参考に、総合的に判断した上で行う、としている。

イ 本件プロポーザルの実施公告

市長は、2024 年（令和 6 年）2 月 16 日、公告（公告文等を本市掲示板に掲示）をするとともに、本市ホームページに掲載した。

ウ 本件プロポーザルへの参加申込み及び参加資格の確認

実施要領に定める期限内である 2024 年（令和 6 年）3 月 5 日に、本件受託法人から参加申込書の提出があった。

参加申込書の提出者は、本件受託法人の 1 者のみであったが、実施要領では、その場合には当該 1 者について参加資格の確認を行うとしているため、市長は、本件受託法人について参加資格の確認を行い、参加資格を有することを認め、その旨 2024 年（令和 6 年）3 月 8 日に本件受託法人へ通知した。

エ 企画提案書の提出、プレゼンテーションの実施、企画提案書の評価及び受注候補者の選定

(ア) 企画提案書の提出

実施要領に定める期限内である 2024 年（令和 6 年）3 月 18 日に、本件受託法人から所要の書類を添付して企画提案書の提出があった。

(イ) プレゼンテーションの実施及び評価

2024 年（令和 6 年）3 月 19 日、本件協議会の会議の中で、本件受託法人によるプレゼンテーションが実施された。プレゼンテーションの後、本件協議会による企画提案に対する評価が行われた。本件プロポーザルの審査集計表によると、プレゼンテーション及び評価には、本件協議会の委員のうち、本件受託法人の副理事長かつ社員である者は、加わっていない。

なお、評価は、本件協議会委員のうち本件受託法人の副理事長かつ社員である者を除く出席委員 4 人と、所管部局の職員 2 人の合計 6 人により行われている。所管部局の職員が評価に加わったのは、福山市人権交流センター条例施行規則（平成 15 年規則第 99 号）第 9 条第 6 項の規定により、本件協議会会長が、所管部局

の職員を評価者に加えることについて、本件協議会に諮って決定したものである。

評価の結果は、70点満点中35点未満の者は不採用としていたところ、50.8点であった。

(ウ) 受注候補者の選定

市長は、本件協議会の評価結果を参考に、本件受託法人を本件業務委託の受注候補者として選定し、2024年（令和6年）3月25日その旨本件受託法人に通知した。

(2) 本件委託契約の締結

市長は、受注候補者の選定後、本件受託法人と協議の後、本件受託法人の見積書に基づき、2024年（令和6年）4月1日付けで本件受託法人と本件委託契約を締結した。契約金額（消費税等込み）は、6,485,000円である。

4 本件委託契約の締結の違法性又は不当性について

(1) 本件プロポーザルの実施に当たり、参加資格をNPO法人に限定したことが違法又は不当であり、違法又は不当なプロポーザルにより選定された受注候補者を相手方とする本件委託契約の締結は、違法又は不当といえるかどうか。

ア 本件業務委託の受注者をプロポーザル方式により選定したことについて

(ア) 本市においては、「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向け、ボランティアやNPO法人など市民団体が主体的に活動できるよう情報や交流・活動の場の提供に努め、市民団体と行政による協働のまちづくりを推進している。

そのため、本市は、人権交流センターを設置し、前記1(1)に掲げる事業を行うこととしている。

(イ) そして、本市は、人権交流センターの事業の一部について、人権啓発等業務として、前記1(2)に掲げる業務を委託により実施している。受注者の選定に当たり、一般競争入札ではなく、プロポーザル方式により評価、選定することとしたのは、前記1(2)に掲げる業務を実施する受注者には、幅広い知識と豊富な経験等を持ち、当該業務を的確に実施する能力が求められるため、そのような能力を有するとともに、仕様書で求めた業務内容を実現できる受注者を選定するためには、価格競争のみによる競争入札は適さず、当該業務に関する企画提案書の提出を求め、プレゼンテーションを実施して企画提案者の説明を聴取し、当該企画提案書の審査及び評価を行って、受注候補者を選定するプロポーザル方式が適当であると判断したためである。

(ウ) 請求人は、本市がマニュアルを作成し、受注者が当該マニュアルに沿って当該業務を実施すれば不都合はないと主張するが、当該業務のうち、人権啓発業務は、必須である「ふくやま人権・平和フェスタ」を含む人権に関する全市的な啓発イベントの開催と、人権交流センターにおける常設展示の実施であり（しかも定期的にその内容を変更する必要がある）、これを実施するためには、人権に関する豊富な知識や活動経験等を有するとともに、様々な人権課題の解決に向けて本市の人権施策の方向性も踏まえ、創意工夫していくことが必要となると認められる。

また、人権情報収集・発信業務も、同様に人権に関する知識や経験が必要であると認められる。

したがって、市長が当該業務を実施する上で最もふさわしい業務遂行力を有するとともに業務の企画を提案した者を選定するため(提案者が1者の場合にはそのような業務遂行能力を有するかどうか、仕様書で求めた業務提案かどうかを判断するため)、本件業務委託の受注者をプロポーザルにより選定することとしたことには、相当の理由がある。

- イ プロポーザルの参加資格を、市内に事務所を有する「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えている広島県が認証したNPO法人としたことについて
- (7) 請求人は、本件プロポーザルの参加資格を「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えている広島県が認証したNPO法人としていることを問題としている。特定非営利活動促進法は、単にボランティア団体に法人格を与えるだけの法律であり、所轄庁の認証は、NPO法人の活動内容に所轄庁がお墨付きを与えたものではなく、NPO法人に特定の能力があることを認めたものではないとして、NPO法人に限定したプロポーザルを経て本件受託法人と本件委託契約を締結したことが違法かつ不当である、と主張する。
- (イ) NPO法人は、特定非営利活動促進法の定めるところにより所轄庁(本市内に主たる事務所が所在するNPO法人にあっては、広島県知事)の認証を経て設立され、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由があるときは、所轄庁は、当該NPO法人に対し報告徴収及び立入検査を行う権限を有し、法令等に違反し、又は運営が著しく適性を欠くと認めるときは、必要な措置を採るべきことを命ずることができ、当該命令に違反した場合等には認証を取り消すことができるものである(特定非営利活動促進法第10条、第12条及び第41条から第43条まで)。また、NPO法人は、事業報告書等を所轄庁に提出し、所轄庁は、これらを閲覧又は謄写の方法により公開することとされている(同法第29条及び第30条)。このように、NPO法人は、所轄庁の監督の下に置かれている。
- (ウ) 前記ア(イ)及び(ウ)で述べたとおり、前記1(2)に掲げる業務については、これを実施することができる能力を有することが必要であり、そのような能力を有する者として、特定非営利活動促進法に基づき設立され、所轄庁の監督の下にある「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えているNPO法人を本件プロポーザルの参加資格とした上で、本市が求める人権啓発等業務を実施する能力及び業務企画かどうかをプロポーザルにより評価することとしたことは、合理性があると判断する。
- (エ) 本件プロポーザルの参加資格は、「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えているNPO法人のうち市内に事務所を有するものに限定しているが、これは、市内に事務所を有するNPO法人であれば、本市の人権課題や人権啓発の状況について理解している団体が多いと考えられ、より効果的な啓発活動を実施することが期待できると考えられるためであり、また、該当するNPO法人は約30

法人あることから、市内に事務所を有するNPO法人に限定したことについても合理性があると判断する。

ウ 以上によれば、本件プロポーザルの実施に当たり、参加資格をNPO法人に限定したことは、違法又は不当とはいえない。

(2) 本件プロポーザルの実施において、参加申込者の評価を行った本件協議会の委員に、本件受託法人の副理事長かつ社員である者が含まれていることが、利益相反に当たり、本件委託契約の締結は違法又は不当であり、本件委託契約は無効であるといえるかどうか。

ア 本件プロポーザルにおける評価には、前記3(1)エ(イ)のとおり、本件受託法人の副理事長かつ社員である本件協議会委員は、加わっていない。

したがって、参加申込者の評価を行った本件協議会の委員に、本件受託法人の副理事長かつ社員である者が含まれていることを理由に本件委託契約の締結を無効とする請求人の主張は、そもそもその前提を欠く。

イ なお、請求人は、本件協議会による評価を二次評価としているが、本件プロポーザルにおいては、参加申込者の評価は、本件協議会による評価の1回のみである。

(3) 判断（まとめ）

以上によれば、本件委託契約の締結に当たり、受注者をプロポーザル方式により選定し、その参加資格を市内に事務所を有する「人権の擁護又は平和の推進」を活動分野に据えている広島県が認証したNPO法人としたこと、及び本件プロポーザルにおける評価の手續が違法又は不当であるということはできず、本件委託契約の締結が違法又は不当ということとはできない。

5 結論

以上のことから、本件委託契約の締結が違法又は不当であるとして、今後の人権啓発等業務委託を一般競争入札で実施すること、及び本件委託契約に係る業務委託料を本件受託法人に返還させることを求める本件請求には理由がないものと認める。

よって、本件請求は棄却されるべきものである。

別紙 関係法令

○福山市人権交流センター条例（平成15年条例第18号）（抄）

（目的及び設置）

第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、さまざまな人権課題の解決に係る市民の交流を促進するとともに、人権擁護及び人権啓発を促進し、人権文化が根づいた社会を実現するため、福山市人権交流センター（以下「人権交流センター」という。）を設置する。

（事業）

第3条 人権交流センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) さまざまな人権課題の解決に係る団体の育成及び支援並びに市民の交流の促進に関すること。
- (2) 人権擁護及び人権その他の相談に関すること。
- (3) 人権啓発の推進に関すること。
- (4) 人権に係る情報の収集及び発信に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

（運営協議会）

第14条 人権交流センターの管理運営及び事業について、市長の諮問に応ずるため、人権交流センターに福山市人権交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、前項に規定するもののほか、人権交流センターの管理運営及び事業に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、市長が任命する10人以内の委員で組織する。
- 4～5 （略）

○福山市人権交流センター条例施行規則（平成15年規則第99号）（抄）

（運営協議会）

第9条 （略）

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

3～5 （略）

- 6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3～4 （略）

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の名簿又は住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

- 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）
- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 一 申請のあった年月日
 - 二 特定添付書類に記載された事項
- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 4 （略）
（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2～3 （略）

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（報告及び検査）

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 （略）

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3～4 （略）

別表（第二条関係）

一～九 （略）

十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

十一～二十 （略）